

令和5年度

再登録

ボランティア活動保険 のご案内

対象となるボランティア活動

日本国内における自発的な意思により他人や社会に貢献する無償

- ◆社会福祉協議会及びその会員
- ◆社会福祉協議会に登録されているボランティア（個人、グループ、団体）
- ◆ケガの補償：ボランティア個人
◆賠償責任の補償
 - ①ボランティア個人
 - ②ボランティアの監督義務者
(ボランティアが未成年者の場合)
 - ③NPO法人（ボランティアがNPO法人に所属している場合）

保険の補償を受けられる方

- ◎自発的な意思による活動とは考え難いもの（学校管理下にある先生・生徒の活動、免許・資格・単位取得やインターンシップを目的とした活動など）
 - ◎PTA、自治会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの組織活動や親睦のための活動（団体の当番制・輪番制の活動、団体の総会、レクリエーションなど）
 - ◎有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給は無償とみなします）
 - ◎自宅で行う活動
 - ◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動など

対象とならない活動

- ◆社会福祉協議会に届け出た活動
- ◆社会福祉協議会に委嘱された活動
- ◆社会福祉協議会に登録されていることが必要な該当する活動